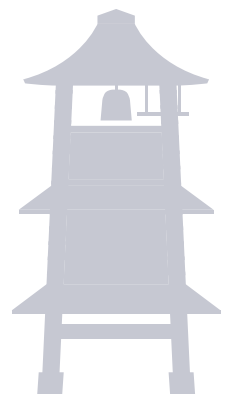


第2章

国土強靱化地域計画



1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

国は、東日本大震災等過去の災害の教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害に備えることが重要であるとの認識の下、平成 25（2013）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を制定し、平成 26（2014）年 6 月には、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（最新版は令和 5（2023）年 7 月改訂）を策定しました。これを受け、県では平成 29（2017）年 3 月に「埼玉県地域強靱化計画」（最新版は令和 4（2022）年 3 月改訂）を策定しています。

こうした中で、本計画は、本市において、大規模自然災害時にも致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えたまちづくりを進めるために策定するものです。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、「国土強靱化基本法」第 13 条に基づく国土強靱化地域計画です。国の「国土強靱化基本計画」及び「埼玉県地域強靱化計画」との調和を保つとともに、本市における各個別分野の計画の指針となるものです。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

(4) 基本目標

本市が国土強靱化を推進するに当たっての基本目標を以下のとおり設定します。

国土強靱化の基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

2 想定される大規模自然災害

本計画では、過去の災害の被害状況や、様々な災害に係る被害想定、「埼玉県地域強靱化計画」等を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらす可能性の高い大規模自然災害を以下のとおり想定します。また、これらの災害が同時又は連続して発生する場合についても想定します。

想定される大規模自然災害と災害の規模

大規模自然災害	災害の規模
(1) 地震	関東平野北西縁断層帯*地震
(2) 洪水	荒川等の一級河川の堤防の決壊
(3) 竜巻	国内最大級（JEF 3クラス*の発生）
(4) 大雪	平成 26（2014）年の大雪災害

(1) 地震

本市は、大正 12（1923）年の関東大震災以降は大きな地震災害に遭遇しておらず、国や県の調査でも、市内直下における活断層の存在は報告されていません。

しかしながら、県内では、関東平野北西縁断層帯、立川断層帯の 2 つの活断層が確認されており、県が平成 24（2012）年度から平成 25（2013）年度にかけて実施した「埼玉県地震被害想定調査」では、甚大な影響を及ぼす可能性のある地震として、陸側プレートと海側プレートの境界部分で発生する「海溝型地震」と、活断層がずれ動くことで発生する「活断層型地震」を合わせ 5 つの地震が想定されています。

このうち、海溝型である東京湾北部地震や茨城県南部地震といった首都直下地震は、30 年以内に 70% 程度の確率で発生すると予測されています。さらに、活断層型である関東平野北西縁断層帯地震は、発生確率こそ低いものの、発生した場合には、想定される地震の中で最も甚大な被害をもたらすと予想されています。

* 関東平野北西縁断層帯：平成 27（2015）年 4 月から「深谷断層帯・綾瀬川断層」に名称が変更されているが、本計画では、県の地震被害想定調査との関係性を分かりやすくするため、従前の名称を使用している。
* JEF 3 クラス：JEF スケールは、平成 28（2016）年 4 月から使用されている竜巻の被害指標。JEF 3（3 秒間の平均風速 67～80 m / 秒）では、木造住宅の倒壊、鉄筋コンクリート造の集合住宅でベランダの手すりの変形などが生じる。

想定地震の断層位置図



出典：「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成 26（2014）年 3 月、埼玉県）

想定地震		マグニチュード	川越市 想定震度	30 年以内の 発生確率
海溝型 地震	東京湾北部地震	M 7.3	6 弱	70% ※南関東地域で M7 級の 地震が発生する確率
	茨城県南部地震	M 7.3	5 強	
	元禄型関東地震	M 8.2	5 強	ほぼ 0%
活断層型 地震	関東平野北西縁断層帯地震	M 8.1	7	0.008%以下
	立川断層帯地震	M 7.4	6 弱	2%以下

(2) 洪水

本市では、市域を流れる一級河川等の主要な河川の改修は進んでいますが、都市化の進展等に伴って土壌の保水・遊水機能が低下しており、集中豪雨等が頻発化する中、治水能力を超える雨が降ることによる浸水被害が発生しています。

また、近年では、平成 29 年台風第 21 号や令和元年東日本台風等の大型台風によって大きな被害を受けており、特に令和元年東日本台風の際には、多くの住宅や事業所、福祉施設に浸水被害が発生し、本市は国の激甚災害*の指定とともに「災害救助法」の適用*を受けました。

内閣府の「令和 5（2023）年版防災白書」によると、我が国ではこの 100 年で気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んでおり、地球温暖化の進行に伴って、今後もこの傾向が続くことが見込まれるとされています。

*激甚災害：地震や豪雨、台風などの自然災害によって、被災地や被災者への特別な支援が必要となるほど被害が甚大な災害のこと。国は、当該災害を激甚災害として指定し、災害復旧事業等に係る国庫補助の特別措置等を行う。

*「災害救助法」の適用：災害に対して、国が応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。



平成 29 年台風第 21 号による浸水
(寺尾地区)



令和元年東日本台風による浸水
(下小坂地区)

(3) 竜巻

県内では、平成 25 (2013) 年 9 月に F 2 クラス*の竜巻が出現し、さいたま市や越谷市などに、長さ約 19 km、幅約 100 m から 200 m にわたって突風をもたらし、僅か 30 分ほどの間に多数の負傷者や住宅の被害が発生しました。また、本市においても、令和 6 (2024) 年 8 月に竜巻とみられる突風により住宅の被害が発生しています。

竜巻は発生予測が難しい上に、短時間で甚大な被害をもたらす特徴があるため、事前の備えが重要となります。

(4) 大雪

平成 26 (2014) 年 2 月に発生した大雪は、本市でも 38 cm の積雪 (独自観測) を記録するなど、県の最深積雪を大幅に更新する観測史上最大の大雪となりました。

この大雪により、本市においても、幹線道路の通行止めや鉄道の運休など、交通機関が大きな影響を受けるとともに、多くの農業用施設が被災し、約 101ha にわたる農作物被害が発生しました。

* F 2 クラス：F スケールは、平成 28 (2016) 年 3 月まで使用されていた竜巻の被害指標。F 2 (約 7 秒間の平均風速 50 ~ 69 m / 秒) では、住宅の屋根がはぎとられ、大木が倒れたりねじ切れたりする。

3 事前に備えるべき目標

本計画では、基本目標を達成するため、令和5（2023）年7月に改訂された国の「国土強靱化基本計画」を踏まえ、「事前に備えるべき目標」を以下のとおり設定します。

事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 脆弱性評価と推進方針

(1) 脆弱性評価

脆弱性評価は、大規模自然災害が発生した場合にも、「事前に備えるべき目標」の達成を妨げる事態である「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないよう、課題などを評価・分析するものです。

「起きてはならない最悪の事態」については、国の「国土強靱化基本計画」において示された「起きてはならない最悪の事態」を本市の地域特性に応じて整理し、以下のとおり設定します。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		4-2	重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う、土地の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-3	基幹的交通から地域交通網まで、陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(2) 推進方針

脆弱性評価の結果と、それを踏まえた推進方針を以下のとおり示します。

目標1

あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- 1 市民の防災意識の向上が必要です。
- 2 建築物等の倒壊対策、防災機能の強化が必要です。
- 3 安全な避難を行える環境整備が必要です。

推進方針

1 市民の防災意識の向上が必要です。

(1) 防災意識の啓発

自助・共助の重要性について、意識啓発を図るとともに、ハザードマップ等による災害リスクの周知や、防災知識の普及啓発などを図ります。

2 建築物等の倒壊対策、防災機能の強化が必要です。

(1) 公共施設等の適切な管理

公共施設等の老朽化に対応するため、総合的かつ長期的な視点を持って、維持保全・長寿命化、更新、適正配置等を計画的に推進します。また、災害発生に備え、各施設の防災機能の強化を図ります。

(2) 市有建築物の耐震化

多数の人が利用する一定規模以上の市有建築物については耐震化が完了したものの、その他小規模な建築物については耐震性が確保されていないものが存在することから、これら施設の耐震診断及び耐震改修を推進します。

(3) 住宅・建築物の安全性の向上

住宅・建築物について、耐震化の促進を図るとともに、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、危険なブロック塀の撤去、家具の転倒防止策、耐震シェルターの設置など、様々な安全対策を促進します。

(4) 社会福祉施設等の耐震化等の促進

民間の社会福祉施設等について、耐震化の促進を図るとともに、危険なブロック塀の撤去、非常用自家発電設備や給水設備の整備など、様々な安全対策を促進します。

3 安全な避難を行える環境整備が必要です。

(1) 避難、救援、輸送等のための交通ルートの確保

避難、救援、輸送等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）を図るとともに、沿道建築物等の耐震化等を促進します。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

(2) 避難所及び避難場所の整備

指定避難所や指定緊急避難場所となる施設、公園等における防災機能の拡充を図るとともに、社会福祉施設との協定により、更なる福祉避難所の確保を図るなど、民間施設の避難所利用を推進します。また、オープンスペースとして防災面の役割が期待される生産緑地の保全等を図ります。

(3) 避難体制の強化

被害状況や避難情報など災害時に必要な情報の確実な伝達を図ります。また、避難訓練の実施や、避難行動要支援者*の個別避難計画*の作成などにより避難体制の強化を図ります。

1-2

地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- 1 市民の防火意識の向上が必要です。
- 2 初期消火体制等の強化が必要です。
- 3 市街地等における延焼等の防止対策が必要です。

推進方針

1 市民の防火意識の向上が必要です。

(1) 防火意識の啓発

防災学習や時機を捉えた広報活動、事業所に対する立入検査等により、市民や事業者等の防火意識の向上を図ります。

2 初期消火体制等の強化が必要です。

(1) 消火器、住宅用火災警報器等の普及促進

消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカーなど火災から住宅の安全を守る設備の普及促進を図ります。

*避難行動要支援者：災害時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な人。

*個別避難計画：高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難する時にどのような配慮が必要か」などを記載した個別の避難行動計画。

(2) 防火水槽の耐震・長寿命化

耐震性のある防火水槽を整備するとともに、老朽化した防火水槽の耐震化や長寿命化を進めます。

3 市街地等における延焼等の防止対策が必要です。

(1) 防火・準防火地域*の指定等

防火・準防火地域の指定を検討するとともに、町名や地番が入り組んだ地域の混乱の解消に資するよう町名地番整理を推進します。

1 - 3

突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

脆弱性評価

- 1 市民の防災意識の向上が必要です。
- 2 治水機能の向上が必要です。
- 3 安全な避難を行える環境整備が必要です。

推進方針

1 市民の防災意識の向上が必要です。

(1) 防災意識の啓発【再掲】

自助・共助の重要性について、意識啓発を図るとともに、ハザードマップ等による災害リスクの周知や、防災知識の普及啓発などを図ります。

2 治水機能の向上が必要です。

(1) 準用河川及び普通河川の改修整備

本市が管理する準用河川及び普通河川について、治水対策が必要な河川を選定し、効果的で効率的な改修を推進します。

(2) 排水機場・排水ポンプ場の長寿命化、耐震化対策

排水機場等について、災害に対する安全性の確保を図るとともに、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図ります。

*防火・準防火地域：市街地における火災の危険を防除するために、建物を構造の面から規制する地域。防火地域は商業業務地や市街地の中心部など建物の密集度が特に高い地域に定め、準防火地域は市街地の中心に近く建物の密集度が高い地域等に定める。

(3) 内水*氾濫対策の推進

雨水を一時的に貯留する雨水貯留施設等の公園等への整備を推進するとともに、宅地内への雨水貯留施設等の設置についても併せて促進します。また、緑地が有する雨水貯留機能を保持するため、公園を含めた緑地の保全を図ります。

3 安全な避難を行える環境整備が必要です。

(1) 避難、救援、輸送等のための交通ルートの確保 【再掲】

避難、救援、輸送等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）を図るとともに、沿道建築物等の耐震化等を促進します。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

(2) 避難所及び避難場所の整備 【再掲】

指定避難所や指定緊急避難場所となる施設、公園等における防災機能の拡充を図るとともに、社会福祉施設との協定により、更なる福祉避難所の確保を図るなど、民間施設の避難所利用を推進します。また、オープンスペースとして防災面の役割が期待される生産緑地の保全等を図ります。

(3) 避難体制の強化

被害状況や避難情報など災害時に必要な情報の確実な伝達を図ります。また、避難訓練を実施するとともに、避難行動要支援者*の個別避難計画や、浸水想定区域内にある社会福祉施設など要配慮者*利用施設の避難確保計画の作成を促進するなど、避難体制の強化を図ります。

1 - 4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
-------	-----------------------

脆弱性評価

- 1 危険箇所の把握と周辺の安全確保が必要です。

推進方針

1 危険箇所の把握と周辺の安全確保が必要です。

(1) 土砂災害の警戒避難体制の整備

土砂災害（特別）警戒区域内の住民に対し、ハザードマップの周知徹底を図るとともに、土砂災害を想定した防災訓練を実施します。

(2) 盛土の崩壊等による宅地被害の防止

危険が確認された盛土等について、「宅地造成及び特定盛土等規制法」などの各法令に基づき、指導等の適切な措置を講じます。

*内水：河川の水を外水（がいすい）というのに対し、堤防の内側に降った雨水のことを内水（ないすい）という。

*避難行動要支援者：災害時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な人。

*要配慮者：高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、日本語が不自由な外国人など配慮を要する人。

目標2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

- 1 地域における自助・共助の強化が必要です。
- 2 救助・救急に係る体制の強化が必要です。

推進方針

1 地域における自助・共助の強化が必要です。

(1) 地域防災力の強化

地域住民による自主的かつ組織的な防災活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成・強化や活動支援の充実を図ります。また、災害時に避難所となる小・中学校と地域が連携した実践的な防災教育や避難訓練の充実を図ります。

2 救助・救急に係る体制の強化が必要です。

(1) 消防団の充実・体制強化

消防団員の確保及び資機材等の整備を図ります。また、消防団の活動拠点となる消防団車庫について、施設の長寿命化や機能強化を図ります。

(2) 消防施設・消防資機材等の整備

消防施設の機能や消防通信体制の強化を図るとともに、消防車両や消防資機材などの計画的な整備を図ります。

(3) 広域受援体制の整備と関係機関との連携強化

本市の消防力を超える大規模自然災害発生時に、緊急消防援助隊*や、他自治体からの応援を円滑に受け入れることができる受援体制等の整備を図ります。また、他の消防本部や関係機関との合同訓練等の実施により、連携・協力体制の強化を図ります。

*緊急消防援助隊：被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事又は消防庁長官の要請により出動し、現地で救助や消火活動等を行う部隊。

脆弱性評価

- 1 災害時の医療提供体制の強化が必要です。
- 2 市民の応急救護能力の強化が必要です。

推進方針

1 災害時の医療提供体制の強化が必要です。**(1) 川越市医師会等との連携体制強化**

医療救護所の設置や医療救護班の編成など、災害時の医療体制の整備に向け、川越市医師会等との連携強化を図ります。

(2) 医薬品等の安定供給確保

更なる医薬品等の確保に向けて、川越市医師会等との連携・協議を行います。

(3) 防災医療情報システムの活用

災害時に必要な各種情報を集約できる広域災害救急医療情報システム（EMIS*）を適切に活用できるよう、日頃から県との連携強化を図ります。

(4) 高度救命処置用資機材の整備

救急車に積載する高度救命処置用資機材の整備を推進します。

2 市民の応急救護能力の強化が必要です。**(1) 自主救護体制の整備**

止血、人工呼吸、AED（自動体外式除細動器）使用等の応急救護訓練を通じて応急救護能力を強化します。また、AEDの設置の在り方について検討を進めます。

*EMIS：Emergency Medical Information Systemの略。厚生労働省が運営し、医療機関の受入れ可否の照会や病院の被災状況等が確認できるシステム。

2-3

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

脆弱性評価

- 1 避難者の良好な生活環境の確保が必要です。

推進方針

1 避難者の良好な生活環境の確保が必要です。

(1) 避難所の環境整備

プライバシーの保護をはじめ、避難所の良好な生活環境づくりを推進します。また、食料や飲料水、生活必需品、燃料その他の物資等の確保を図ります。

(2) 避難所の運営体制の充実

避難所での生活が長期化する場合に、自治会や自主防災組織等が中心となり、自主的な避難所運営を行えるよう、マニュアルの整備や避難所開設・運営訓練を実施します。

(3) 健康管理体制の整備

心身の健康管理や保健指導など、被災者一人ひとりの状況に応じた対応を行えるよう、医療、保健、福祉等の専門家との連携による健康管理体制の整備を図ります。

2-4

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価

- 1 物資の確保が必要です。
- 2 物資輸送体制の確保が必要です。
- 3 電力の確保が必要です。

推進方針

1 物資の確保が必要です。

(1) 災害備蓄品の確保

食料や飲料水、生活必需品、燃料等を確保するとともに、災害備蓄庫及び備蓄品保管室の計画的な整備を推進します。また、事業者との協定等により、円滑に物資を確保できる体制を整備します。

(2) 物資拠点の整備

物資の集積場及び中継基地となる物資拠点（川越市なぐわし公園、埼玉川越総合地方卸売市場、川越運動公園総合体育館）について、非常時に十分な機能を発揮できるように適正な管理を行うとともに、機能拡充を図ります。

2 物資輸送体制の確保が必要です。

(1) 避難・救援、輸送等のための交通ルートの確保 【再掲】

避難、救援、輸送等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）を図るとともに、沿道建築物等の耐震化等を促進します。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

3 電力の確保が必要です。

(1) 自立分散型エネルギーの有効活用

公共施設への太陽光発電設備、可搬型蓄電池等の設置を推進するとともに、再生可能エネルギー等を活用した電気自動車等充電ステーションの整備を図ります。また、住宅用太陽光発電設備や蓄電池の設置を促進します。

2-5

想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

脆弱性評価

- 1 帰宅困難者の発生防止対策が必要です。
- 2 帰宅困難者への支援が必要です。
- 3 帰宅手段の確保が必要です。

推進方針

1 帰宅困難者の発生防止対策が必要です。

(1) 一斉帰宅抑制の普及等

帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図り、企業等における従業員等の施設内待機や、そのための備蓄の促進等を図ります。

2 帰宅困難者への支援が必要です。

(1) 効果的な情報伝達と一時滞在施設等の確保

通勤、通学者や、外国人を含む観光客等の帰宅困難者に対し、適切な誘導や情報伝達を行える体制整備を図るとともに、一時的な滞在施設の確保を推進します。

3 帰宅手段の確保が必要です。

(1) 公共交通の維持

持続可能な公共交通の実現に向けて、交通事業者や関係団体等と連携し、公共交通の利用促進等を図ります。また、大規模自然災害発生時の公共交通の確保に向けた、交通事業者や関係団体等との連携強化を図ります。

2-6

大規模な自然災害と感染症との同時発生

脆弱性評価

- 1 災害時における感染拡大の防止が必要です。

推進方針

1 災害時における感染拡大の防止が必要です。

(1) 避難所における感染症対策の推進

衛生用品や仮設トイレ等の資機材を整備するとともに、避難者一人当たりの十分な面積の確保や発熱者等専用スペースの設置など、感染防止対策を推進します。

(2) 予防接種の推進

平時から「予防接種法」に基づく予防接種を推進します。

目標3

必要不可欠な行政機能を確保する

3-1

被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

脆弱性評価

- 1 防犯体制の強化が必要です。

推進方針

1 防犯体制の強化が必要です。

(1) 総合的な防犯対策の推進

平時から警察や関係機関等との連携強化を図るとともに、地域の自主防犯活動団体の活動に対する支援等を推進します。

3-2

市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性評価

- 1 組織の災害対応力の強化が必要です。
- 2 庁舎等の災害対応力の強化が必要です。

推進方針

1 組織の災害対応力の強化が必要です。

(1) 業務継続体制の強化

災害応急業務とともに、優先度の高い通常業務（非常時優先業務）を発災直後から適切に実施できるよう、体制の強化を図ります。

(2) 受援体制の整備

発災後、人的・物的の両面において外部からの支援を円滑に受けられることができる受援体制を整備します。

2 庁舎等の災害対応力の強化が必要です。

(1) 災害対応機能の確保

デジタル技術（ロボット・ドローン・AI等）を最大限活用し、被害状況等の迅速な情報収集・共有を図るとともに、情報システムの耐障害性の強化、非常用電源の整備等を進めます。

目標4

経済活動を機能不全に陥らせない

4-1

サプライチェーン*の寸断等による企業の生産力低下

脆弱性評価

- 1 市内企業への支援が必要です。
- 2 輸送路の確保が必要です。

推進方針

1 市内企業への支援が必要です。

(1) 事業者 BCP（事業継続計画）策定の促進

川越商工会議所との連携により、BCP 未策定の企業に対して、BCP の重要性を周知し、策定を促進します。

(2) 中小企業への支援

被災した中小企業等の経済活動が維持できるよう、制度融資等の支援を行います。

2 輸送路の確保が必要です。

(1) 避難、救援、輸送等のための交通ルートの確保 【再掲】

避難、救援、輸送等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）を図るとともに、沿道建築物等の耐震化等を促進します。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

*サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ。

4-2

重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

脆弱性評価

- 1 有害物質等の流出防止対策が必要です。

推進方針

1 有害物質等の流出防止対策が必要です。**(1) 有害物質等の適正管理の促進**

事業者の有害物質等の漏えい対策や適正管理を促進するとともに、有害物質が漏えいした際には、速やかに排出量等を把握し公表します。

また、石綿を使用した建築物を把握し、所有者に対して石綿の除去を促すとともに、解体業者に対しては、飛散防止対策の徹底について指導します。

4-3

農地・森林や生態系等の被害に伴う、土地の荒廃・多面的機能の低下

脆弱性評価

- 1 災害に強い農業生産体制の確保が必要です。

推進方針

1 災害に強い農業生産体制の確保が必要です。**(1) 農業基盤の整備**

農業の生産基盤について、災害時等においてもその機能を維持・継続できるよう、改修整備を促進します。

(2) 強い農業・担い手づくり

大規模自然災害発生後も農業者等の安定的な経営を確保できるよう、関係機関との連携強化を図り、状況に応じた対策を講じます。

目標5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価

- 1 市民の情報収集手段の確保が必要です。

推進方針

1 市民の情報収集手段の確保が必要です。

(1) 多様な情報伝達手段の確保

災害情報や被害情報等を全ての市民に確実に伝達できるよう、多様な情報伝達手段を確保し、平時からの運用を図ります。

5-2

上下水道施設の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

- 1 上下水道の機能維持、速やかな復旧対策が必要です。
- 2 復旧までの間、必要な水を行き届かせるための体制整備が必要です。
- 3 排水等の処理体制の整備、強化が必要です。

推進方針

1 上下水道の機能維持、速やかな復旧対策が必要です。

(1) 上下水道 BCP の定期的な見直し

災害等のリスクや施設設備の現状等を踏まえ、上下水道 BCP の定期的な見直しを図ります。

(2) 上下水道施設の耐震化・耐水化等の推進

防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路や急所施設（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）の耐震化を上下水道一体で進めます。また、上下水道施設の耐水化や長寿命化についても併せて推進します。

(3) マンホール浮上防止対策

地震による液状化でマンホールが浮上し、道路交通や下水の排水機能に支障をきたすのを防ぐため、マンホールの浮上防止対策を推進します。

2 復旧までの間、必要な水を行き届かせるための体制整備が必要です。

(1) 応急給水体制の整備

災害等による断水時に、市民に飲料水等を供給する拠点給水場所の給水用資機材を整備するとともに、拠点給水場所から避難所等に飲料水等を運搬する給水車の整備を図ります。また、避難所となる小・中学校等に災害用給水井戸や給水タンク、必要な資機材等の整備を図ります。

3 排水等の処理体制の整備、強化が必要です。

(1) 合併処理浄化槽への転換促進

生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽から、生活排水を全て処理でき、災害にも強い合併処理浄化槽への転換を促進します。

(2) 農業集落排水に係る災害対策

災害時の被害を最小限に抑えるとともに、早期に機能の復旧ができるよう、農業集落排水処理施設*の適切な維持管理を図ります。

(3) し尿の収集・処理体制の整備

水洗トイレを使用できなくなる場合を想定し、他自治体や事業者等と連携し、大規模自然災害時におけるし尿の収集・処理体制を整備します。

5-3

基幹的交通から地域交通網まで、陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性評価

- 1 鉄道駅周辺の速やかな機能復旧が必要です。
- 2 道路網の整備、強化が必要です。

推進方針

1 鉄道駅周辺の速やかな機能復旧が必要です。

(1) 災害に強い鉄道駅周辺整備の推進

駅周辺の都市施設等の耐火・耐震化を推進するとともに、都市計画道路、補助幹線道路等の整備による交通ネットワークの構築を図ります。

2 道路網の整備、強化が必要です。

(1) 避難・救援、輸送等のための交通ルートの確保 【再掲】

避難、救援、輸送等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）を図るとともに、沿道建築物等の耐震化等を促進します。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

*農業集落排水処理施設：農業用の水路や集落内の排水路の水質保全、自然環境の保全、農村の生活環境の改善を図るため、農村におけるし尿、生活雑排水を集めて処理する施設。

目標6

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

脆弱性評価

- 1 復興を想定した事前準備が必要です。

推進方針

1 復興を想定した事前準備が必要です。

(1) 復興まちづくりの事前準備

的確な復興まちづくりに早期着手できるよう、平時から災害が発生した際のことを想定し、復興に資するソフト対策の事前準備を進めます。

(2) 地籍調査の推進

土地の境界を明確にすることで、被災後の円滑な復旧復興につなげるため、地籍調査の更なる推進を図ります。

6-2

災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

脆弱性評価

- 1 復興のための人材確保が必要です。

推進方針

1 復興のための人材確保が必要です。

(1) 災害ボランティアの受入れ体制等の強化

災害時におけるボランティアの受入れや、ボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行えるよう、人材育成や運営体制の強化を図ります。

(2) 復旧工事に係る建設業協会との連携強化

被災後速やかに応急復旧を進められるよう、総合防災訓練等を通じて、川越市建設業協会等との連携強化を図ります。

6-3

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

- 1 災害廃棄物を円滑に処理する体制が必要です。

推進方針

1 災害廃棄物を円滑に処理する体制が必要です。**(1) 災害廃棄物処理体制の充実強化**

災害廃棄物処理計画の更新、災害に強いごみ焼却施設の整備等により、災害廃棄物の処理体制の充実を図ります。また、災害廃棄物処理等に関して、関係機関や事業者との協力体制の強化を図ります。

(2) 災害廃棄物仮置場整備の推進

災害の発生に備え、災害廃棄物仮置場の整備を推進します。

6-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

- 1 仮設住宅等の円滑な開設に向けた準備が必要です。
- 2 土地・建物の所有関係等の整理が必要です。

推進方針

1 仮設住宅等の円滑な開設に向けた準備が必要です。**(1) 応急仮設住宅の整備**

応急仮設住宅について、建設予定地をあらかじめ選定しておくとともに、県との連携を強化し、円滑な開設を図ります。

2 土地・建物の所有関係等の整理が必要です。**(1) 空き家対策の推進**

被災後に、管理不全空き家や所有者不明空き家等が取り残され、復興の妨げになることがないように、空き家対策事業を推進します。

(2) 地籍調査の推進 【再掲】

土地の境界を明確にすることで、災害後の円滑な復旧復興につなげるため、地籍調査の更なる推進を図ります。

6-5

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価

- 1 文化財の適切な保存が必要です。

推進方針

1 文化財の適切な保存が必要です。

(1) 伝統的建造物等の防災対策

所有者・管理者の防災意識の向上を図るとともに、伝統的建造物等の計画的な修理や防災設備の整備を促進します。

(2) 文化財の継承のための地域づくり

大規模自然災害等を契機として、有形無形の文化財が喪失することのないよう、日頃から地域全体で、文化財を守り伝える意識や環境づくりを推進します。

(3) 成果指標

「事前に備えるべき目標」の達成状況を成果指標により評価し、計画の推進を図ります。

	事前に備えるべき目標	指標名	基準値 (R6)	目標値 (R12)	目指す方向
1	あらゆる自然災害に対し、 直接死を最大限防ぐ	3日分以上の水や食料を備蓄 している市民の割合 (%)	33.7	37.0	↗
		耐震診断義務化建築物の耐震 化率 (%)	92.7	おおむね 解消*	↗
		多数の者が利用する建築物 (民間)の耐震化率 (%)	95.5	おおむね 解消	↗
		個別避難計画の作成数 (件)	561	1,500	↗
		久保川改修の進捗率 (%)	20.3	33.3	↗
2	救助・救急、医療活動が 迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難生 活環境を確実に確保する ことにより、関連死を最 大限防ぐ	自主防災組織の結成率 (%)	81.9	85.0	↗
		応急手当講習受講者数 (人 / 年)	14,126	18,000	↗
3	必要不可欠な行政機能を 確保する	自主防犯活動団体数 (団体)	337	337	→
4	経済活動を機能不全に陥 らせない	緊急輸送道路上の橋りょうの 耐震化率 (%)	38.5	42.3	↗
5	情報通信サービス、電力 等ライフライン、燃料供 給関連施設、交通ネット ワーク等の被害を最小限 にとどめるとともに、早 期に復旧させる	配水管の耐震化率 [水道] (%)	28.4	37.0	↗
		管きょ耐震化率 [下水道] (%)	19.7	24.0	↗
6	社会・経済が迅速かつ従 前より強靱な姿で復興で きる条件を整備する	地籍調査実施済面積 (km ²)	38.97	39.25	↗

*おおむね解消：耐震性が不十分な建築物をおおむね解消する。

